

第 41 回 上越市景観審議会 次第

日時：令和 6 年 11 月 20 日(水)午後 2 時～
会場：上越市役所 4 階 401 会議室

1. 開 会
2. 委嘱状の交付
3. 都市整備部長 あいさつ
4. 会長及び副会長の選任
5. 報告事項
 - ・令和 6 年度の景観事業の報告について
 - ・令和 7 年度の景観事業の取組案について
(景観計画に基づく 5 か年計画の検証・評価及び次期計画の検討)
6. 閉 会

第41回 上越市景観審議会

と き 令和6年11月20日（水）午後2時から

と ころ 上越市役所 4階 401会議室

◆目次

序 論

- ・景観事業の構成について（構成イメージ） P1
- ・令和3年度～令和7年度の取組について P2

1. 令和6年度の景観事業の報告について

(1) 継続的な取組

- ①景観法に基づく届出制度の実施 P3
- ②景観アドバイザー制度の実施 P5

(2) 拡充する取組

- ①景観に関する地区指定に向けた取組 P12
- ②中山間地域における景観まちづくりの波及 P15

(3) 新たな取組

- ①上越市屋外広告物ガイドラインの周知 P17
- ②自然色シートの普及・利用促進 P19

(4) 5か年計画の取組の進捗状況 P20

2. 令和7年度の景観事業の取組案について

- (1) 5か年計画（令和3年度～令和7年度）に基づく取組 P22
- (2) 5か年計画（令和3年度～令和7年度）の検証・評価 P23
- (3) 次期計画の検討 P24

序 章



景観事業の構成について（構成イメージ）

【景観づくりの目標】

～自然と風土がおりなす、上質な美しさが実感できるまち～

景観行政

＜目的＞

- ・市内全域の景観のベースづくりとして、周辺地域と調和が図られるように建築物等の誘導を図る。

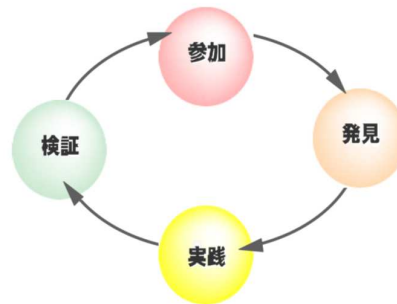
景観アドバイザー制度

景観届出制度

環境色彩ガイドラインの運用

屋外広告物のガイドラインの周知

景観づくりの基本理念 ～景観そだて～



景観まちづくり

＜目的＞

- ・様々な活動を通じながら、地域への愛着と誇りを育み、地域の特色ある街並みを保存・継承する。

景観まちづくり活動

<取組事例：南本町三丁目>

- ◆ワークショップ・検討会
- ◆イベントの開催
- ◆修景活動
- ◆色彩ガイドラインの運用
- ◆雁木の任意ルールの改正

景観づくり重点区域の提案

意識啓発

景観資産の特定
(H24：10件を特定)

景観情報誌の発行
(H10～H30)

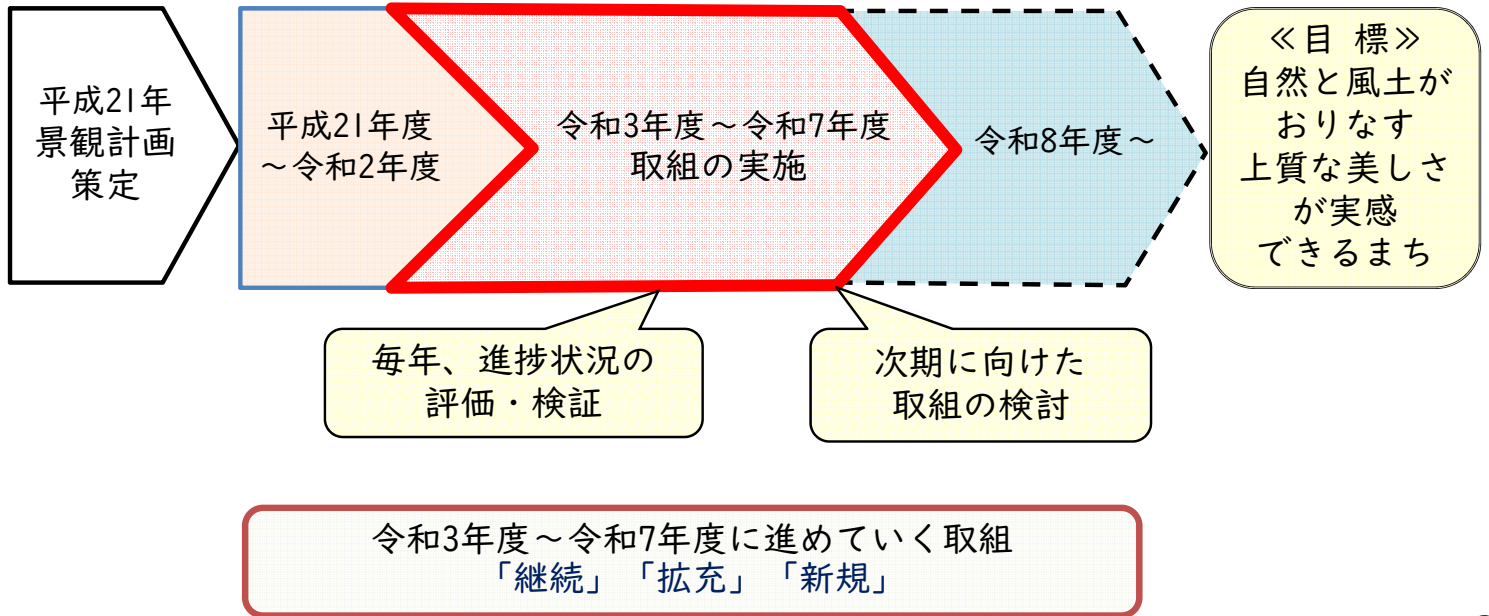
景観セミナーの開催
(H12～H30)

SNSによる情報発信
(R1～)

※一定の役割を果たしたことから事務事業の見直しにより廃止

5か年計画（令和3年度～令和7年度）について

- ◆当市は、「自然と風土がおりなす、上質な美しさが実感できるまち」を目標として、平成21年度に「上越市景観計画」を策定した。
- ◆景観計画を総合的かつ計画的に進めるため、5年間の具体的に行う取組を整理した。



令和6年度の景観事業 の報告について



(1) 継続的な取組

① 景観法に基づく届出制度の実施

届出制度とは

- ◆ 景観づくりの誘導施策として、重大な影響を及ぼす一定規模を超える建築物・工作物等について、基準に適合するように指導・誘導し、周辺環境に調和させるための制度
- ◆ 平成15年度から届出制度を開始
- ◆ 景観アドバイザー制度の利用が可能

届出が必要な主な行為（景観づくり重点区域は別途、基準有）

- ◆ 建築物等の新築、新設、増築、改築、移転、大規模修繕、模様替え、色彩の変更 等
 - 延べ面積又は築造面積が500㎡を超えるもの
 - 高さが13mを超えるもの
 - 3,000㎡以上の開発行為

行為の基準

- ◆ 建物の主要な外観の色は景観色彩ガイドラインの環境色彩基準の範囲を超えないこと
- ◆ 周辺の建物や自然環境との調和に配慮
- ◆ 壁面の位置や高さに配慮
- ◆ 耐久性、耐候性、退色性等を考慮した素材を使用
- ◆ 照明の過剰な光が散乱しないようにする など

届出制度の審査件数

年度	件数	内 訳						
		商業	学校	福祉施設	工場	共同住宅	鉄塔	その他
R4全体	131	4	5	7	19	8	66	22
※安塚	(8)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(5)	(2)
R5全体	96	15	9	3	24	13	19	13
※安塚	(6)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(2)
※南本町三	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
R6全体	44	11	4	4	10	2	11	3
※安塚	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
※南本町三	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)

※R6年度は令和6年10月末までの件数

※安塚：景観づくり重点区域（安塚地区）の件数

※南本町三：景観づくり重点区域（南本町三丁目地区）の件数

今後の課題

- ◆ 届出案件については、届出者と周辺環境への調和に対する意識を共有しながら、より良い計画へと誘導していくことが今後の課題である。
- ◆ 引き続き、事前協議を丁寧に行いながら対応していく。

(1) 継続的な取組

② 景観アドバイザー制度の実施

景観アドバイザー制度とは

- ◆ 景観づくりの誘導施策として、建築物などの色彩、照明の分野における専門家が、周辺環境に調和させるためにどうしたらよいか、個別にアドバイスを行う制度
- ◆ 平成15年度から景観アドバイザー制度を開始

主なアドバイス内容

- ◆ 色彩計画：吉田 慎悟 氏
 - 建築物の外観や屋根等の色彩計画、鉄塔や橋梁等の工作物の色彩計画に関すること
 - 建築物内外のサイン計画、案内板のデザイン、広告物のデザイン等に関すること
- ◆ 照明計画：稲葉 裕 氏
 - 建築物内部や敷地内の照明計画、広場や道路等の照明計画、灯りイベントの計画に関すること

相談日など

- ◆ 色彩のアドバイス：8回/年、照明のアドバイス：6回/年のアドバイス会議を予定
※ 随時、メールアドバイスも実施
- ◆ 相談料：無料

景観アドバイスの実施件数

※R6年度は令和6年10月末までの件数

年度	区 分				施設内訳						
	総件数	色彩	照明	デザイン	案件数	商業	学校	福祉施設	工場	共同住宅	その他
R4	38	27	10	1	30	0	3	2	0	3	22
R5	34	28	6	0	30	1	8	2	0	3	16
R6	17	14	3	0	17	1	3	6	1	4	2

<主なアドバイス内容>

- ◆ 色彩：周辺環境との色の調和、色の組合せ、色の濃淡、経年による汚れを配慮した配色、アクセントカラーの使い方等について
- ◆ 照明：色温度、有効的な照明の機材や設置位置、コスト削減方法等について

今後の課題

- ◆ 民間施設について、景観アドバイザー制度の利用が少ないことから、引き続き、制度について積極的に周知し、制度を活用してもらうことが今後の課題である。
- ◆ 今後もSNS等を活用し、周囲の景観に調和するように改修等された事例を積極的に紹介していく。

景観アドバイス会議の様子



景観アドバイスの実績

物件名：市営住宅中通住宅2号棟
 区分：色彩
 工事概要：屋上及び外壁の改修工事

ベースカラー	5YR8/1
アクセントカラー	5YR6/2



<アドバイスの主な内容>

- ◆周囲の市営住宅との調和も図るため、他の市営住宅と色相を合わせたほうがよい。
- ◆アクセントとなる色は主張が大きくなるように、少し暗めの色彩とし、面積の小さい部分に使用するとよい。
- ◆濃淡をつけることにより、建築物としてのメリハリがでる。

景観アドバイスの実績

物件名：カルチャーセンター
 区分：色彩
 工事概要：屋上及び外壁の改修工事

ベースカラー	7.5YR7/1.5
アクセントカラー①	10YR4/3
アクセントカラー②	10YR6/4



<アドバイスの主な内容>

- ◆日本の建築物は色彩を強くしないことをお勧めする。
- ◆周囲の緑と調和させるためには、自然にある色（土の色や木の幹の色など）を使用した方が風景になじみやすく、落ち着いた外観になる。

景観アドバイスの実績

物件名：関川大橋
 区分：色彩
 工事概要：桁の塗装工事

ベースカラー1案	10YR5/1
ベースカラー2案	5G3/0.5

(完成イメージ図)



<主なアドバイス内容>

- ◆小規模の橋梁の桁は国土交通省が推奨している景観色であるグレーベージュ(10YR6/1)は周辺と調和しやすいが、面積が大きい場合は少し暗めの色(10YR5/1)もよい。
- ◆なお、上越市のシンボリックな存在であるため、他の橋と差別化してもよい。
- ◆周辺環境を考慮するとダークグリーン「5G3/0.5」もお勧めであり、低彩度であるため、花や草木の色が映える色彩となる。

(2) 拡充する取組

① 景観に関する地区指定に向けた取組

地区指定とは

- ◆ 良好な景観づくりを推進するために、景観まちづくり活動の一環として、地区指定を誘導していく。
- ◆ 市が一方向的に地区指定を行うのではなく、町内会等が主体となって活動を継続していくことが重要であることから、地域からの提案を基に地区指定を進めていく。
- ◆ 主な地区指定
 - ▶ 景観づくり重点区域（景観法・景観条例）
 - ※2地区：安塚区全域・南本町三丁目の一部
 - ▶ 地区計画（都市計画法）
 - ※18地区（良好な景観を創出するための街並みのルールを定めて地区）

今年度の実施内容

- ◆ 景観づくり重点区域の指定に関心を持っている町内会に対して積極的に助言を行い、景観まちづくりのルールづくりのサポートをしていく。

◆令和6年度の景観事業の報告について

大町五丁目の景観づくり重点区域に向けた取組

- ◆ 現 状
 - ▶ 景観づくり重点区域の指定に向け、町内会が主体となって、街並みのルールづくりを検討中
- ◆ 今後の動き
 - ▶ 令和6年度中を目標に市に提案書を提出予定
 - ▶ 令和7年中に指定手続きの完了を目指している。



本町七丁目・東本町一丁目の景観づくり重点区域に向けた取組

- ◆ 現 状
 - ▶ 関係者により景観づくり重点区域の指定に向け、街並みのルールの素案を作成済
- ◆ 今後の動き
 - ▶ 関係者と協議をしながら、景観づくり重点区域の指定の範囲や時期等について検討をしていく。



今後の課題

- ◆ 景観づくり重点区域の指定は、個人の資産に対して規制がかかることから、町内会としても慎重に対応する必要があるなど、関係者の合意形成に時間を要する場合がある。
- ◆ よって、関係者と将来のまちづくりのイメージを共有しながら、景観まちづくりの取組が継続していけるようにサポートしていくことが今後の課題である。

南本町三丁目の景観まちづくり活動の主な取組

- ◆上越総合技術高等学校の生徒さんと連携し、景観まちづくり活動を実施
 - ▶夜間景観の向上のための影絵を作成・町内会の灯りイベントに参加



- ▶雁木通りの修景活動のため雁木の塗装作業を実施



今後の課題

- ◆景観づくり重点区域の指定が最終目的ではないため、今後も住民主体で楽しみながら景観づくり活動を継続していくことが今後の課題である。
- ◆また、空き家問題やコミュニティの低下など、町内会の抱えている課題と合わせながら、景観まちづくりに取り組んでいく必要がある。

(2) 拡充する取組

② 中山間地域における景観まちづくりの波及

中山間地域における景観まちづくりの取組

- ◆中山間地域では様々な活動を通じて、良好な自然景観づくりに取り組んでいる。
- ◆様々な地域の景観づくりについて情報発信を行うことで、景観に対する意識啓発を図っていく。

今年度の実施内容

- ◆各地域の取組状況を把握し、景観づくりの活動をSNSで情報発信を行う。

中山間地域における景観まちづくりの情報発信

- ◆安塚区朴の木地区の棚田の保全活動の情報発信（景観づくり重点区域）
 - ▶地元の小中学生と集落の休耕田にヤナギバひまわりを植える取り組みを紹介



中山間地域における景観まちづくりの情報発信

◆板倉区久々野地区の棚田の保全活動の情報発信

➢棚田景観の魅力を発信し、稲刈り体験の取り組みを紹介した。



◆中郷区の泉縄文公園の自然景観の保全活動の情報発信

➢公園の保全や自然体験の取り組みを紹介した。



今後の課題

◆中山間地域においては、後継者不足や高齢化等により、自然豊かな景観を維持していくことが困難な状況となっている中でも、各地域で様々な景観づくりに関わる取組がされている。まずは、情報発信を行いながら、景観づくりの活動を広く紹介していくことが今後の課題である。

(3)新たな取組

上越市屋外広告物ガイドラインの周知

上越市屋外広告物ガイドラインの必要性

◆屋外広告物は、経済活動を行う上での重要なコミュニケーションツールであると同時に、景観を形成する重要な構成要素の一つであり、双方の両立に加え安全面の配慮も必要である。

◆ガイドラインは、主に景観形成の観点から、屋外広告物に関する上越市独自の配慮事項を示すことにより、屋外広告物の設置者、市民及び行政が理解を深め、屋外広告物の目指すべき将来像の共有を図ることを目的とし、質の高い屋外広告物の普及による、より良い景観形成を目指すものである。

◆令和5年度に作成し、関係者に随時、配布している。



上越市における良好な景観形成のための
屋外広告物ガイドライン

「自然と風土がおりなす、上質な美しさが実感できるまち」の実現に向け、
質の高い屋外広告物の普及による、より良い景観形成に向けて

◆屋外広告物は、経済活動を行う上での重要なコミュニケーションツールであると同時に、景観を形成する重要な構成要素の一つであり、双方の両立に加え安全面の配慮も必要です。
◆本ガイドラインは、主に景観形成の観点から、屋外広告物に関する上越市独自の配慮事項を示すことにより、屋外広告物の設置者、市民及び行政が理解を深め、屋外広告物の目指すべき将来像の共有を図ることを目的とし、質の高い屋外広告物の普及による、より良い景観形成を目指すものです。

◆屋外広告物の目指すべき将来像
◆※目指すべき屋外広告物の目指すべき将来像は、以下のとおりです。

調和	保全	創出	持続
----	----	----	----

【調和】：地域の自然、歴史、文化等と調和した屋外広告物の普及を目指します。
【保全】：自然景観や文化的景観等の保全に配慮した屋外広告物の普及を目指します。
【創出】：美しく、美しい良好な景観を創出する屋外広告物の普及を目指します。
【持続可能性】：地域の持続可能性に貢献し、安全な屋外広告物の普及を目指します。

上越市

今年度の実施内容

◆屋外広告物ガイドラインを広く周知するとともに、関係団体と連携しながら、広告物の設置者の理解を得ながら質の高い広告物への意識啓発を図る。

屋外広告タウンミーティングにいがた 2024in上越の開催

◆新潟県広告美術業協同組合と共催でタウンミーティングを開催

- 日 時： 令和6年10月4日 13:20~17:00
- 講 演： 「看板屋と一緒に育む街の景観」
- 意見交換会： 「わたしたちの街を彩る看板屋の未来を景観の観点から考える」
- 参加者： 54人（屋外広告物の関係団体の組合員、県、市等）



今後の課題

- ◆良好な景観形成に向けた屋外広告物の普及については、事業者等の意識啓発を図っていくことが重要であるため、引き続き、関係団体等と情報を共有し、質の高い広告物の普及に取り組んでいくことが今後の課題である。

(3)新たな取組

②自然色シートの普及・利用促進

自然色シートの取組の必要性

- ◆美しい景観を楽しむためにも人工物を背景に溶け込ませることが必要であり、様々な場面において「自然色シート」の普及・利用促進を図っていく。

今年度の実施内容

- ◆「自然色シート」の実例をSNS等で周知し、意識啓発を図る。

自然色シートの実例（釜蓋遺跡）



ブルーシートの実例



自然色シートの実例

今後の課題

- ◆「自然色シート」を普及させていくためにも、広く「自然色シート」を周知していくことが今後の課題である。

(4)5か年計画の取組の進捗状況

5か年計画の取組の進捗スケジュール

取組項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
継続的な取組	継続事業	継続事業の実施				
拡充する取組	地区指定	手法の整理				
		方針策定				
		新たな地区の掘起し・地区指定				
	中山間地域における景観まちづくりの波及	現状把握				
新たに予定している活動の把握						
アドバイザー制度の活用（区と連携）						
新たな取組	屋外広告物ガイドラインの作成	現況把握				
		素案の作成				
		作成・周知・ガイドラインの運用				

20

◆令和6年度の景観事業の報告について

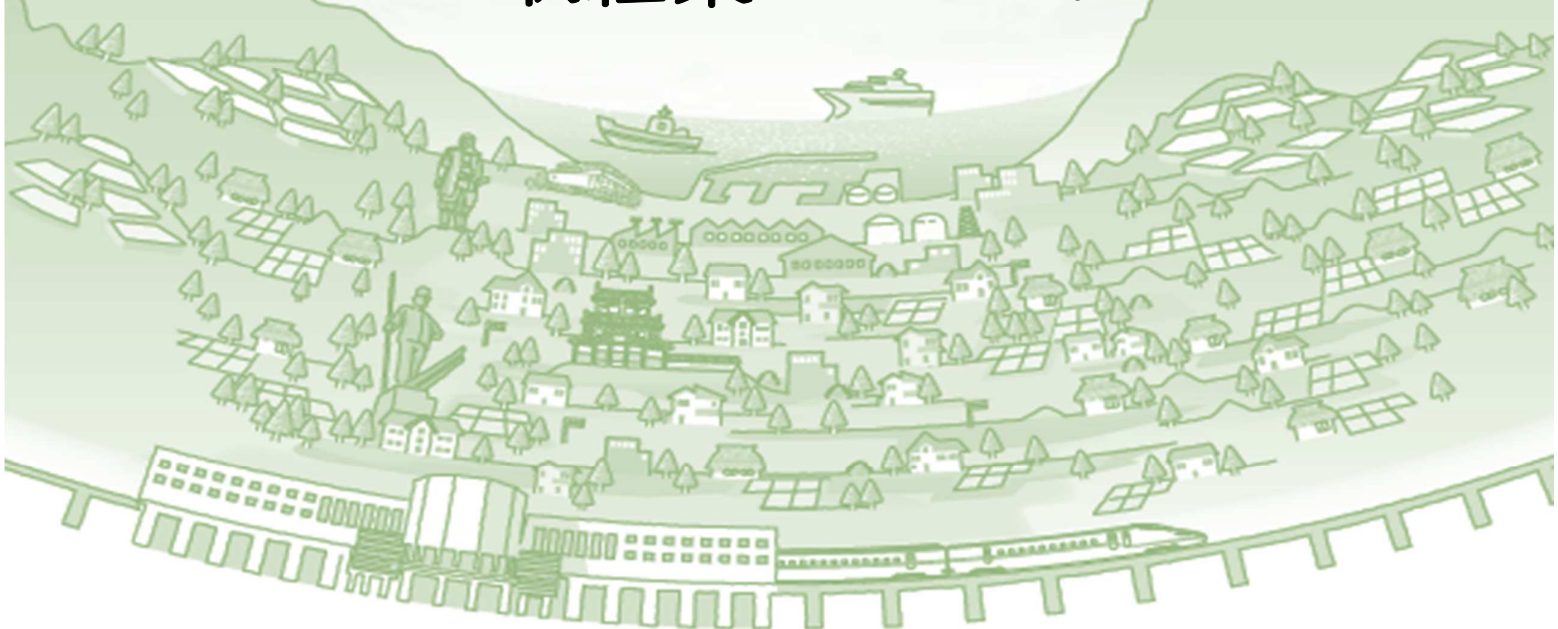
5か年計画の取組に関する成果指標と目標値

※目標値の目標年度：令和7年度末

取組項目	成果指標	令和2年度末	目標値	現状値 令和6年10月末
景観づくりの誘導施策の強化	景観の行為の届出について基準に適合しない件数	0件/年	0件/年	0件/年
	景観アドバイザー件数	58件/年	60件/年	17件/年
	景観づくり重点区域の指定数	1地区	38地区	37地区
	地区計画の指定数	35地区		
	景観協定の締結数	0地区		

21

令和7年度の景観事業の 取組案について



◆令和7年度の景観事業の取組案について

(1) 5か年計画に基づく取組の実施

取組内容

◆令和7年度は5か年計画に基づき、令和6年度と同様に各取組を実施していく。

<継続的な取組>

- ▶ 景観法に基づく届出制度の実施
- ▶ 景観アドバイザー制度の実施
- ▶ SNS等による情報発信

<拡充する取組>

- ▶ 景観に関する地区指定に向けた取組
- ▶ 中山間地域における景観まちづくりの波及

<新たな取組>

- ▶ 上越市屋外広告物ガイドラインの周知・啓発
- ▶ 自然色シートの普及・利用促進

(2) 5か年計画の検証・評価

検 証

- ◆令和7年度は5か年計画の最終年となることから、令和3年度～令和7年度の取組について検証する。
 - 各取組の成果の検証
 - 各取組に関する成果指標と目標値の達成状況の検証

評 価

- ◆令和3年度～令和7年度の取組について評価する。
 - 検証結果をもとに、各取組について評価
 - 次期計画に向けた課題の抽出
 - 今後の取組方針を整理

- ◆検証・評価結果を「景観審議会」に対して報告し、評価を受ける。
- ◆その結果については、市民に公表する。

(3) 次期計画の検討

次期計画の取組（案）作成について

- ◆令和3年度～令和7年度の5か年計画の評価、課題及び景観審議会における意見を次期計画に反映し、景観計画に基づき、次期計画の取組（案）を作成する。

【作業フロー（案）】

①令和3年度～令和7年度の5か年計画の評価の結果・課題の整理

②景観審議会からの意見の整理

③第7次総合計画・都市計画マスタープラン、その他関連計画との整合

④次期計画の取組（案）の作成

次期計画の取組（案）のイメージ

◆ベースづくりからのステップアップ

- ▶今までは「環境色彩ガイドライン」により、市内全域のベースを整えていたものであるが、次期計画においては各地域の特性にあった景観づくりを誘導をしていく必要がある。

◆地区別の特色づくりに向けた取組の着手

- ▶「歴史・文化エリア」「市街地（工業・商業）エリア」「自然エリア」など、各地域の特性をいかした景観づくりを推進していく必要がある。

